

企画教育委員会

番号	番号	要望事項	担当部局	今後の対応等について	担当課
1		新居浜の子どもが主人公となるように、子どものことを第一に考えた地域展開とすること	教育委員会	将来にわたり、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させていくために地域展開に取り組んでまいります。	学校教育課
2		このままでは教員が引き続いて地域展開を支えていく形になってしまうため、教員に過度の負担がかからないような仕組みづくりを行うこと	教育委員会	生徒の自主的・主体的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を、地域全体が連携して支えられるよう取り組んでまいります。	学校教育課
3		指導者の確保に向けた実効性のある手立てと予算措置を行うこと	教育委員会	地域展開に参加する多様な人材を確保するため、団体・指導者等と連携するとともに国の補助事業を積極的に活用してまいります。	学校教育課
4		今まで部活動として行ってきた種目、活動をこれからも継続できるような環境を整えること	教育委員会	既存の部活動の継続をはじめ、生徒たちがスポーツや文化芸術等の活動に親しむ機会の確保に努めてまいります。	学校教育課
5		子どもたちの活動をしっかり支えていくための専門的な知見を持つ指導者の配置を行うこと	教育委員会	文化・スポーツ協会や民間のスポーツ・文化団体、県等と連携し、地域展開に参画する優れた指導力を持つ人材の確保に努めてまいります。	学校教育課
6		地域展開を進めて行くためには突き詰めると、人(指導者)、もの(施設)、金(活動資金)が必要であり、国、県、市が連携し地域の状況に合致した対策を行うこと	教育委員会	地域展開の環境構築に向け、国や県と連携するほか、国の補助等を活用してまいります。	学校教育課
7		地域展開の現状や課題、進め方など、市民に向けた広報活動を行うこと	教育委員会	地域展開に向けた情報は、適切に広くホームページ等で情報発信するとともに、PTA等を通じ保護者への広報も進めてまいります。	学校教育課

企画教育委員会

番号	番号	要望事項	担当部局	今後の対応等について	担当課
①		教員を含めた指導者について、働きに見合った指導手当や補助を支給すること	教育委員会	国による「部活動の地域展開等推進事業」を積極的に活用し、適正な指導手当や補助の支給に努めてまいります。	学校教育課
②		指導者を確保するためには指導者となり得る教員の協力も必要であるため、待遇について教員の意見を反映し、適切な処置を行うこと。また、教員が平日、休日を通して指導することも可能なように配慮すること	教育委員会	学校と情報共有を十分に行い、教員が部活動地域展開に関わりやすい環境を整備するとともに、兼職兼業手続きの推進を図り、教員が平日、休日を通して指導できる体制の構築に努めてまいります。	学校教育課
③		活動を支える資金として、遠征費、大会参加費、道具費などについて、現状以上の負担を保護者に負わせないよう配慮した費用負担を教育委員会が検討すること	教育委員会	現在実施している大会への参加に関する費用は、部活動地域展開後においても継続できるよう予算の確保に努めます。また、他の費用についても過度な保護者負担が生じないよう、国の補助事業を積極的に活用し、支援してまいります。	学校教育課
④		指導資格が必要な場合の資格取得に関する助成金を支給するよう検討すること	教育委員会	スポーツ振興課が実施している社会スポーツの振興事業を含め、指導員の資格取得への支援についても検討してまいります。	学校教育課 スポーツ振興課
⑤		中学校の施設の使用が主体となることが推定されるが、施設利用のルール作りについて市としても協力体制を講じること。この場合、運動場、体育館、教室の整備や管理についても学校の負担とならないよう調整すること	教育委員会	学校及び学校体育施設開放事業所管課と連携し、学校の施設利用に関するルールを定め、学校側の過度な負担とならないよう調整を図ってまいります。	学校教育課 社会教育課

企画教育委員会

番号	番号	要望事項	担当部局	今後の対応等について	担当課
⑥		活動場所について、施設的环境整備を行うとともに必要に応じて学校外の公共施設の使用を許可すること	教育委員会	各公共施設所管課とルールを定め、円滑な施設利用が行えるよう調整を図ってまいります。	学校教育課 スポーツ振興課
⑦		平日の大会や強化練習会への参加について、出席の取り扱いは教育委員会としての明確な見解を示すこと	教育委員会	出席の取り扱いについては、現在、学校の教育活動の一環として位置付けられる場合や教育的価値があると認められる場合に、学校長が判断することになっております。基本的な考え方や判断の目安につきましては、校長会などを通じて情報共有してまいります。	学校教育課
⑧		教員の配置については、部活動の指導を念頭において配慮すること	教育委員会	学校運営に支障が生じない範囲内で、部活動（地域クラブ）の指導を念頭に置いた配置を県教育委員会に要望してまいります。	学校教育課
⑨		部活動の地域展開の推進体制を明確にするとともに、部活動における責任の所在を明確にすること。特に、学校の責任範囲については明確な線引きが出来るよう教育委員会としての見解を示すこと	教育委員会	行政、学校、地域クラブ、地域指導員、それぞれの役割と責任を明確化し、部活動地域展開実施要領において示してまいります。	学校教育課